

第2号議案 令和元年度長崎市一般会計補正予算（第7号）

目次	ページ
10款1項5目 特別支援教育充実費	
10款1項5目 学校図書館司書配置費	
10款2項1目 運営費（小学校）	
1 10款3項1目 運営費（中学校）	1 ~ 6
10款7項2目 給食調理員費	
10款7項2目 共同調理場運営費	



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
38～ 39	10 教育費	1 教育総務費	5 教育諸費	1-1	特別支援教育 充実費	千円 14,292
38～ 39	10 教育費	1 教育総務費	5 教育諸費	1-2	学校図書館司書 配置費	千円 5,488
38～ 39	10 教育費	2 小学校費	1 学校管理費	1-1	運営費	千円 2,066
38～ 39	10 教育費	3 中学校費	1 学校管理費	1-1	運営費	千円 1,422
40～ 41	10 教育費	7 保健体育費	2 学校給食費	1-1	給食調理員費	千円 10,493
40～ 41	10 教育費	7 保健体育費	2 学校給食費	1-2	共同調理場 運営費	千円 2,558
					合計	千円 36,319

## 1 概 要

本年度実施された長崎南年金事務所による社会保険総合調査において、「小・中学校で学期毎に任用している嘱託員については、休業期間中においても事実上の使用関係が中断することなく存続していると判断されることから、健康保険及び厚生年金保険（以下「健康保険等」という。）について休業期間中も被保険者資格を喪失することなく取り扱う必要がある。」との指摘を受けるとともに、併せて、この措置については、健康保険法及び厚生年金保険法の時効の規定に基づき、2年間遡及して届出を行うよう命令を受けた。

これにより、新たな保険加入に伴う保険料の納付が必要となることから、納付予定額を補正予算として計上するもの。

（参考） 社会保険総合調査の概要

社会保険業務の適正な運営と事務的な取扱いの公平を図るため、加入している全事業者を対象に2～3年に1回行われているもの。

## 2 指摘内容と保険加入見直しによる影響等

### (1) 指摘内容

ア 学期毎に任用されている嘱託調理員等については、同一人物が毎学期任用されている就労の実態に照らすと、年間を通じて事実上の使用関係が存続すると判断される。ただし、夏季休業期間（7月下旬から8月末日まで）については、事実上の使用関係は継続していると認められるが、報酬の支払いが行われていないことを鑑み、被保険者期間として取り扱わないことが妥当と判断する。

イ 週の勤務時間が 20 時間以上 29.0625 時間未満の学期毎に任用されている嘱託調理員等においても、事実上の使用関係が 1 年以上継続していると認められるため、短時間被保険者としての資格取得届等の提出をお願いします。

ウ 上記の取扱いについては、厚生年金保険法及び健康保険法の時効の規定に基づき 2 年間遡及して取り扱うこととする。

エ 保険加入に伴う保険料の納期限については、令和 2 年 3 月 2 日を予定している。

(2) 保険加入見直しによる影響

ア 週の勤務時間が 29.0625 時間以上の者(特別支援教育支援員等)

(ア) 加入期間

	4 月 ～6 月	7 月 ～8 月	9 月 ～11 月	12 月	1 月 ～2 月	3 月	加入月数
現 行	●	×	●	×	●	×	8 カ月
見直し後	●	×	●	●	●	●	10 カ月 (+2 カ月)

●:健康保険等の加入期間、網掛け:新たに加を要する期間

(イ) 保険料の 1 人あたりの平均影響額

職 種	人数	事業主負担金	個人負担金
特別支援教育支援員	119 人	79,007円	41,093円
庁務員(小学校勤務)	15 人	92,936円	44,787円
〃 (中学校勤務)	12 人	79,588円	38,842円
調理員(小学校勤務)	32 人	90,981円	40,779円
〃 (共同調理場勤務)	17 人	101,144円	49,300円
計	195 人		

(参考) 加入対象要件

- ・ 1 週間の所定労働時間及び 1 月の所定労働日数が職員の 4 分の 3 以上(週 29.0625 時間以上)であり、かつ、任用期間が 2 カ月を超える場合であること。

イ 週の勤務時間数が 20 時間以上 29.0625 時間未満の者(学校図書館司書等)

(ア) 加入期間

	4月 ~6月	7月 ~8月	9月 ~11月	12月	1月 ~2月	3月	加入月数
現 行	×	×	×	×	×	×	加入無し
見直し後	●	×	●	●	●	●	10ヵ月 (+10ヵ月)

●:健康保険等の加入期間、網掛け:新たに加を要する期間

(イ) 保険料の1人あたりの平均影響額

職 種	人数	事業主負担金	個人負担金
学校図書館司書	8人	383,486円	302,452円
調理員(小学校勤務)	12人	288,600円	234,383円
計	20人		

(参考) 加入対象要件

- ・1週間の所定労働日数が20時間以上であること。
- ・報酬の月額が8万8千円以上であること。
- ・1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。

(3) 補正額の内訳

事業名	補正額	29.0625時間以上		29.0625時間未満	
		人数	補正額	人数	補正額
特別支援教育充実費	千円 14,292	人 119	千円 14,292	人 -	千円 -
学校図書館司書配置費	5,488	-	-	8	5,488
運営費	2,066	15	2,066	-	-
運営費	1,422	12	1,422	-	-
給食調理員費	10,493	32	4,217	12	6,276
共同調理場運営費	2,558	17	2,558	-	-
合計	36,319	195	24,555	20	11,764

### 3 これまでの経緯

#### (1) 平成 26 年 1 月 17 日付け厚生労働省通知(抜粋)

有期の雇用契約又は任用が 1 日ないし数日の間を空けて再度行われる場合においても、雇用契約又は任用の終了時にあらかじめ、事業主と被保険者との間で次の雇用契約又は任用の予定が明らかであるような事実が認められるなど、事実上の使用関係が中断することなく存続していると、就労の実態に照らして判断される場合には、被保険者資格を喪失させることなく取り扱う必要がある。

#### (2) 厚生労働省通知に関する長崎南年金事務所との協議

平成 26 年 3 月に、長崎南年金事務所の職員が上記通知の趣旨等について説明のため来庁した際、学期毎に任用している嘱託調理員等の取扱いを確認する。

(確認のポイント)

使用関係が継続するかの考え方は、日数ではなく、就労実態に照らし、事業者が個々の具体的事例により判断する必要がある。

#### (3) 平成 28 年度時の社会保険総合調査

平成 29 年 2 月に行われた調査時には、嘱託員の保険加入に関して本年度と同様の取扱いであったが、何ら指摘がなかった。

### 4 今回の指摘を受けての長崎南年金事務所等との協議

[令和元年 11 月] 長崎南年金事務所へ訪問し、本市教育委員会の考え方を説明

- ・ 学期毎の任用にあたり、任用期間満了後は退職となる旨、任用時に本人へ確実に伝え承諾を得ており、任用期間以外は使用関係の継続に該当せず、使用の継続性はない。
- ・ 平成 28 年度 of 社会保険総合調査においても、本案件に係る指摘事項はなく、適正に運用している認識である。

[令和元年 12 月] 長崎南年金事務所職員が来庁し、回答がある。

- ・ 関係書類を改めて確認し、日本年金機構中央本部とも検討を行ったが、同一人物が継続して任用されている状況であり、事実上の使用関係が中断することなく存続しているものと認められると判断する。
- ・ 遡及については、同様の指摘を行った場合には、民間企業も含め必ず行っていただいているところであり、年金加入期間が加算されるため被保険者本人にとっても将来的に有益になることであるため、遡及しない取扱いにはできない。
- ・ 決定内容に不服がある場合は、審査請求を行うことができる。
- ・ 届出の提出期限までに届出がない場合は、厚生年金保険法及び健康保険法の規定により日本年金機構が職権により被保険者資格の決定を行う。

## 5 今後の対応

### (1) 被保険者本人への対応

#### ア 新たに負担が発生する健康保険料等の保険料について

長崎市が、事業主負担分及び被保険者負担分を一括して納付する。

納付後、被保険者負担分の保険料の納入方法について、被保険者本人と十分協議のうえ対応する。

#### イ 保険給付について

被保険者本人の各種手続き等の負担が増えないように、可能な限り関係保険者と調整を行う。

### (2) 審査請求

審査請求については、資格取得届出により処分決定を受けた後に行う方針とする。

## 6 財源内訳

(単位：千円)

	区 分	事業費	財 源 内 訳				
			国庫支出金※1	県支出金	地方債	その他※2	一般財源
特別支援 教育充実費	予算現額	174,184	5,229	-	-	447	168,508
	補正額	14,292	-	-	-	-	14,292
	補正後の額	188,476	5,229	-	-	447	182,800
学校図書館 司書配置費	予算現額	70,149	-	-	-	185	69,964
	補正額	5,488	-	-	-	-	5,488
	補正後の額	75,637	-	-	-	185	75,452
運営費(小)	予算現額	293,003	-	-	-	75	292,928
	補正額	2,066	-	-	-	-	2,066
	補正後の額	295,069	-	-	-	75	294,994
運営費(中)	予算現額	173,417	-	-	-	58	173,359
	補正額	1,422	-	-	-	-	1,422
	補正後の額	174,839	-	-	-	58	174,781
給食調理員費	予算現額	81,424	-	-	-	170	81,254
	補正額	10,493	-	-	-	-	10,493
	補正後の額	91,917	-	-	-	170	91,747
共同調理場運 営費	予算現額	69,421	-	-	-	79	69,342
	補正額	2,558	-	-	-	-	2,558
	補正後の額	71,979	-	-	-	79	71,900

※1 教育支援体制整備事業費補助金（補助率：1/3）

※2 雇用保険料個人負担金

保保発0117第2号  
年管管発0117第1号  
平成26年1月17日

日本年金機構 事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省 保険局 保険課長  
〔 公 印 省 略 〕

厚生労働省 年金局 事業管理課長  
〔 公 印 省 略 〕

厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格に係る雇用契約  
又は任用が数日空けて再度行われる場合の取扱いについて

厚生年金保険及び健康保険の被保険者は、適用事業所と常用的使用関係にある者であり、事業主との間の事実上の使用関係が消滅した場合に被保険者資格が喪失します。この使用関係の有無等は、契約の文言のみを見て判断するのではなく、就労の実態に照らして個別具体的に判断する必要があるところです。

有期の雇用契約又は任用が1日ないし数日の間を空けて再度行われる場合においても、雇用契約又は任用の終了時にあらかじめ、事業主と被保険者との間で次の雇用契約又は任用の予定が明らかであるような事実が認められるなど、事実上の使用関係が中断することなく存続していると、就労の実態に照らして判断される場合には、被保険者資格を喪失させることなく取り扱う必要があります。

上記について、厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格の取扱いに際してご留意いただくとともに、適用事業所等に対する適切な周知・指導等にご配慮いただきますよう、お願いいたします。